

[給与振込・総合振込取扱規定]

1. 委託業務および取扱店と預金種目

(1) 給与振込

①給与支給者（以下「支給者」といいます。）は、給与受給者（以下「受給者」といいます。）に対する給与（賞与を含みます。以下同じとします。）支給にあたっては、当行に振込事務を委託するものとします。

②当行の受託する取扱店の範囲は、当行本支店および当行と給与振込の協定を締結している金融機関の本支店とし、振込を指定できる預金種目は普通預金および当座勘定とします。

(2) 総合振込

①総合振込による振込にあたっては、当行に振込事務を委託するものとします。

②当行の受託する取扱店の範囲は、当行本支店および全国銀行データ通信システムに加盟している金融機関の本支店とし、振込を指定できる預金種目は普通預金および当座勘定とします。

2. 振込依頼

振込依頼は、114Salut Stationまたはデータエントリーサービスを利用し、当行所定の時間内に行うものとします。

3. 指定口座の確認

当行に振込事務を依頼するにあたっては、事前に指定口座の口座番号の確認を行うものとします。

4. 振込データの処理等

(1) データ伝送された振込データに瑕疵がある場合には、当行はそのデータの処理を行いません。

(2) 振込データの伝送が当行所定の時限を過ぎた場合には、振込指定日の処理ができないことがあります。

5. 振込資金の引落し

(1) 当行は、あらかじめ取決めた引落日に振込合計金額を、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、別途お届けいただいた指定の引落口座から自動的に引落します。

(2) この取扱いの際、次の確認を行って取扱いましたう場合は、取引データ、引渡票につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

●データ引渡票方式

伝送された取引依頼データと、ファクシミリ送信された引渡票に記載されている企業コード・振込指定日・データ種別・合計件数・合計金額が一致していること。

6. 給与振込の入金通知、支払開始時期

当行は受給者に対し給与振込についての通知は行いません。また、受給者に対する振込金の支払開始時期は振込指定日の午前 10 時からとします。

7. 手数料

給与振込・総合振込の事務取扱いにあたっては、当行所定の手数料および消費税をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）手数料および消費税は、当行所定の日に、預金通帳、払戻請求書・カードまたは小切手なしで、別途お届けいただいた指定の手数料引落口座から自動的に引落します。

8. 届出事項の変更

届出事項の内容に変更がある場合は、当行所定の書面により直ちに届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

10. 規定の変更

当行は本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

以 上

(2023年1月20日現在)